

船橋市特定建築物立入検査実施要領

第1 目的

この要領は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条の規定による、特定建築物の立入検査回数、検査事項等を定め、もって立入検査業務の円滑で適正な執行を図ることを目的とする。

第2 立入検査

立入検査等は、船橋市環境衛生監視指導計画に基づき、環境衛生監視員が行うものとする。

第3 立入検査事項

特定建築物立入検査票に定める項目とする。

第4 立入検査方法

- 1 空気環境測定は、必要に応じて、適当な場所を選出し行う。
- 2 残留塩素の測定は、給水栓、給湯栓の末端（末端温度が55℃以上の場合には必要なし）、雑用水については採水栓等とする。pHの測定は必要に応じて行う。
- 3 中央式給湯設備がある場合は、給湯末端栓で温度を測定する。

第5 立入検査の判定

立入検査の判定は、法令、告示及び市特定建築物指導要綱に基づき、別紙特定建築物立入検査時留意事項を参考にする。その結果は、特定建築物立入検査票の判定欄へ項目ごとに次により記載すること。

- 1 基準に適合している場合 ○印
- 2 基準に適合していない場合
 - (1) 直ちに改善ができると認められるとき △印
 - (2) (1)以外で直ちに改善ができないと認められるとき ×印

また、飲料水の水質検査、貯水槽の清掃等については、行われた年月日を記載する。

第6 立入検査結果の処置

立入検査実施後、必要に応じ、別紙特定建築物立入検査等結果書を立入先に交付する。また、特定建築物維持管理権原者に指導する必要がある場合は、特定建築物指導票（別記様式1、2）により行う。なお様式1は保健所の控、様式2は

立入先に交付する。

指導票により改善を指示した事項については、改善が行われているか再検査を実施し確認を行うこととする。

第7 立入検査結果報告

特定建築物立入検査を実施した場合は、四半期ごとに衛生指導課長に報告する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

特定建築物立入検査等結果書

本日、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項」に基づく立入検査等を実施した結果は、次のとおりです。

特定建築物 名称 所在地	
立入年月日	年 月 日
立会者 所属 氏名	
1 良好です 2 指摘事項は以下のとおりです。	
環境衛生監視員職氏名	

別記

様式 1

特定建築物指導票

特定建築物維持管理 権原者の住所		交付年月日
特定建築物維持管理 権原者の氏名		年 月 日
特定建築物の名称		船橋市保健所 環境衛生監視員
特定建築物の所在地		氏名
<p>あなたが維持管理をしている特定建築物について 年 月 日に検査したところ、下記のとおり不備な点がありましたので、早急に改善し、その結果を 年 月 日までに保健所衛生指導課に報告してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>上記の事実を確認します。</p> <p style="text-align: right;">立会者所属 氏名 連絡先</p>		

様式 2

特定建築物指導票

特定建築物維持管理 権原者の住所		交付年月日
特定建築物維持管理 権原者の氏名		年 月 日
特定建築物の名称		船橋市保健所 環境衛生監視員
特定建築物の所在地		氏名
<p>あなたが維持管理をしている特定建築物について 年 月 日に検査したところ、下記のとおり不備な点がありましたので、早急に改善し、その結果を 年 月 日までに保健所衛生指導課に報告してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		